

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林富士癒しの森研究所と
山中湖村との間における地域交流に関する協定書

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林富士癒しの森研究所と山中湖村（以下、「両者」という。）は、相互の協力的な関係の発展をめざして交流を行うべく、ここに協定を締結する。

第1条 両者は相互の交流のために尽力する。

第2条 両者は以下の事項につき、相互に協力と支援を行う。

- 1 森の保全及び整備、自然保護に関すること。
- 2 森と教育に関すること。
- 3 森と健康、癒しに関すること。
- 4 森と観光に関すること。
- 5 森と暮らしに関すること。
- 6 その他、両者が必要と認めること。

第3条 前条に定める協力や支援の具体的な内容は、両者で隨時協議のうえ決定し実行する。

第4条 この協定の内容は、両者の協議により変更することができる。

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに両者のどちらからも協定の解除等の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、それ以後も同様とする。

この協定書は2部作成し、両者の代表者が署名押印のうえ、各1部を保有するものとする。

平成29年3月7日

東京大学大学院農学生命科学研究科
附属演習林富士癒しの森研究所

所長

浅野友子



山梨県山中湖村

村長

高村文教

